

東住吉区役所公募型見積合わせ実施要綱

(趣旨)

第1条 東住吉区役所の発注する工事の請負契約、工事以外の請負契約、不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の売払契約、不動産以外の物件の借入契約並びに業務委託契約において、大阪市契約規則（制定：昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、公募型見積合わせの実施について必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 公募型見積合わせを行う契約は、次のとおりとする。ただし、単価契約は、予定価格（単価）の額に予定数量を乗じた額が次の各号の金額に該当する契約とする。なお、契約管財局長が締結する単価契約、特名随意契約、緊急の必要性を有する契約等については、対象外とする。

- (1) 工事の請負契約、業務委託契約において、予定価格の額が 100 万円を超えない案件。
- (2) 工事以外の請負契約、物件買入・売払・借入契約において、予定価格の額が 40 万円を超えない案件又は選挙若しくは投票の執行に係る案件。

(発注する契約の公告)

第3条 公募型見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）を実施するときは、東住吉区役所ホームページ及び東住吉区役所での掲示により仕様書及び「公募型見積合わせの執行について」等見積合わせに必要な事項を公告するものとする。

(参加資格)

第4条 見積合わせに参加しようとするものは、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 見積書の提出期限までに当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に登録され、該当契約種目が承認種目となっている者。
- (2) 見積書の提出日から見積合わせを行う日までの間のいずれの日においても大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 25 年 3 月 1 日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合においては、見積書の提出期限までに当該契約の履行について法令の規定当該許可、認可などを受けている者であること。

- (5) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること。
- (6) 契約内容の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有している者であること。
- (7) 履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること。
- (8) 参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること。
- (9) その他、別途、特に必要と認めた要件を設定した場合その満たす者であること。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第5条 見積参加者は、仕様書及び公募型見積合わせ手続き等に質問があり回答を求める場合は、見積書提出期限までに口頭又は書面で東住吉区役所総務課に質問を行うものとする。

2 質問に関する回答は、当該質問者に直接口頭又は書面において回答するものとする。

(参加の申込み等)

第6条 見積合わせの参加の申込みは、公表された仕様書内容等に基づき、指示された見積書記入方法に従い見積書を作成し、当該見積書を指定の日時又は期間に、東住吉区役所総務課あてに提出することをもって代えるものとする。ただし、公告時に指定された場合には、指定先に見積り合わせ参加資格審査資料等必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 物件の買入契約の見積書は、東住吉区役所様式の「物品供給見積書」を用いることとする。
- (2) 工事の請負契約、工事以外の請負契約、物件の借入契約及び業務委託契約の見積書は、東住吉区役所様式の「事業請負見積書」を用いることとする。
- (3) 物件の売払契約の見積書は、東住吉区役所様式の「物品買受見積書」を用いることとする。
- (4) 前号に関わらず、別に見積書を指定する場合は、指定する見積書を用いることとする。

(参加資格の確認)

第7条 見積合わせにより契約の相手方を決定するときは、第4条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積りに参加する資格がない者が行った見積り。
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出されない見積り。

- (3) 見積書に見積金額、件名等指示された見積書記入方法の記入内容を記載せず、又はその記載がはっきりしない見積り。
- (4) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り。
- (5) 見積書に記名・押印のない見積り。
- (6) 同等品とは認められない見積り。
- (7) 一案件に対し2通以上の見積りをした見積り。
- (8) 見積りに関し妨害又は不正の行為を行ったと認められる者の見積り。
- (9) 指定した見積書以外で見積りした見積り。
- (10) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積りとみなし、無効とする。
- (11) 前各号のほか、仕様書等の公告時において指定した見積条件に違反した見積り。

(契約の相手方の決定)

第9条 東住吉区役所は、参加資格を確認した者のうち、工事の請負契約、工事以外の請負契約、物品買入・借入契約及び業務委託契約においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者、物品売払契約においては、予定価格以上で最高の価格をもって見積りした者を契約の相手方とするものとする。

- 2 工事の請負契約、工事以外の請負契約、物品買入・借入契約及び業務委託契約において、最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見積徴収を行い、価格の交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。

(くじによる相手方の決定)

第10条 前条第1項において、同価の見積りをしたものが、2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるとき、東住吉区役所は、その者に代わり当該見積に關係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。

(契約相手方の決定通知)

第11条 契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を通知する。

(公募型見積合せの不成立)

第12条 第9条第2項又は第3項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該

見積合わせは成立しない。

(再度の公募型見積合わせ)

第 13 条 見積合わせの結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、再度公募型見積合わせを行うものとする。

(早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

第 14 条 次に掲げる場合においては、公募型見積合わせ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公募型見積合わせの結果、不成立となり、再度公募することが時間的に困難な場合。
- (2) 前号のほか特段の事情がある場合。

(公募型見積合わせの取下げ)

第 15 条 東住吉区役所は、契約の相手方を決定するまでは、公募型見積合わせを取り下げることができる。

(契約の締結)

第 16 条 契約の相手方は、見積書の契約金額欄に契約金額を記入し、内訳が必要な場合は、内訳書を作成し見積書への添付及び割印を押印し、東住吉区役所へ提出することにより契約の締結とする。ただし、契約書を交わす場合は、契約書に記名押印のうえ、東住吉区役所へ提出すること。

(契約の解除等)

第 17 条 契約の相手方と決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(公募型見積合わせ及び契約結果の公表)

第 18 条 見積合わせにより契約の相手方を決定し、契約したときは、第 2 項及び第 3 項に定める事項を公表するものとする。

2 東住吉区役所ホームページでの掲示事項

- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額（税込）
- (4) 契約日

3 東住吉区役所総務課窓口での閲覧事項

- (1) 案件名称
- (2) 納入又は履行場所
- (3) 予定価格（税抜）
- (4) 見積合わせ日時
- (5) 見積者及び見積金額（税抜）
- (6) 契約の相手方
- (7) 決定金額（税抜）
- (8) 契約日
- (9) 契約金額（税込）

4 第2項及び第3項に基づく公表は、契約締結日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

（帳票の様式）

第19条 この要綱に規定する「物品供給見積書」は様式1のとおりとし、「事業請負見積書」は様式2、「物品買受見積書」は様式3のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

見積書 令和 年 月 日 午前 時
提出期限 午後

樣式 1 (表)

物 品 供 紿 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

樣

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

物品名称					
納入期限	令和 年 月 日・契約後 日	納入場所	本市指定場所		
明 細 書	品 名	形 状・寸 法・摘 要			數 量
	別紙のとおり				

(見積条項)		裏面のとおり				
本書のとおり契約を締結する。						
1 契約方法 随意契約		2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の 5/100 以上 (金) 円 <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除				
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号						
用途						
摘要						
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
				年度	会計	
				款		
				項		
				目		
				節		
				細節		
				起案	令和	・
				決裁	令和	・
				大東住	契第	号

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいざれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、他の給付については10日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、他の給付については30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第38条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者が協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者が平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

物品買受見積書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市東住吉区長
様

住所又は事務所
所在地

商号又は名称

氏名又は代表者
氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書・図面
並びに記載の通知事項を確認のうえ次の金額で見積ります。

金額（税抜）	十億	百万	千	円
--------	----	----	---	---

件名	
期間	
回収場所	